

## 上田市スポーツ少年団表彰規程

### (表彰の形式)

第1条 上田市スポーツ少年団本部長名により、功労者に感謝状を授与する。

### (表彰基準)

第2条 功労者は、スポーツ少年団登録指導者及び役職員で、次の基準に該当するものとする。

- (1) 5年以上、誠実・熱心にスポーツ少年団の指導育成に貢献した者。
- (2) 前号に該当しないがスポーツ少年団事業に関し特に表彰に値すると認められた者。

### (推薦方法)

第3条 表彰を受けようとする個人が所属する単位スポーツ少年団の代議員は、本部長あてに8月末日までに推薦書(別紙様式)を提出しなければならない。

### (推薦人員)

第4条 功労者推薦は、単位スポーツ少年団1名以内とする。

### (表彰方法)

第5条 表彰は、代議員会の審議・議決を経て、本部長が行う。

### (表彰式)

第6条 表彰は11月3日に開催される交流大会の際に行う。

### 附 則

この規定は、平成5年3月24日から施行する。

### 附 則

この規定は、平成5年9月10日から施行する。

### 附 則 (平成25年3月13日理事会決議)

この規程は、平成25年4月1日(一般財団法人上田市体育協会の設立登記の日)から施行する。